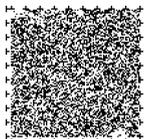
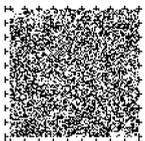




附属資料





1 用語解説

【あ行】

■アセスメント

ケアマネジメントの一連の流れの中で行う課題の分析から支援方針の決定までのこと。対象者の主観的な情報と客観的な情報等を収集し、理論的に課題を分析し支援方針を決定する。

■運動器

骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称をいう。

【か行】

■介護

身体又は精神の障害があり、日常生活動作に支障がある人に対し、食事、入浴、排せつ等の生活に必要な基本的動作を介助し、その他身体面において日常生活の全般を支え、助けること。介護保険制度では、要介護者等の心身の状態に応じて必要とされる広範囲な内容の介護サービスが提供される。

■介護サービス計画（ケアプラン）

市町村から認定を受けた要介護者等が介護サービスを利用する際、個人ごとに作成されるサービス計画の総称。居宅サービス計画と施設サービス計画に区分され、サービス利用者や家族からの相談に応じ、介護方針やサービス内容が決められ、この計画に基づき介護サービスが提供される。

■介護サポーター事業

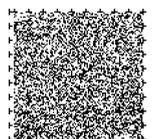
介護サポーターとして登録申請した高齢者に、市内の介護保険施設等でサポーター活動を行った実績に応じてポイントを付与し、換金、交付する事業。年間最大 5,000 円の交付金が受けられる。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者等からの相談に応じ、本人や家族等の希望、心身の状態から適切な介護サービスが利用できるよう、ケアプランの作成、介護サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介などを行う。

■介護保険施設

介護保険法に規定されている介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類の施設をいう。



■介護予防ケアマネジメント

予防給付のマネジメントと地域支援事業の介護予防事業（地域支援事業の見直し後は介護予防・日常生活支援総合事業）のマネジメントを指す。市町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師等が主に対応する。要支援状態となることの防止と要支援者の要介護状態への悪化防止の一体的対応が行われる。

■介護療養型医療施設

病状が安定期にあり、長期療養を必要とする要介護者を対象に療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練その他必要な医療サービス等の介護サービスを提供する医療施設

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅介護が困難で常時介護を必要とする要介護者を対象に食事、入浴、排せつ等の日常生活の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等の介護サービスを提供する施設

■介護老人保健施設

病状が安定期にあり、リハビリテーションを中心とした介護を必要とする要介護者を対象に看護、医学的管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療サービス等の介護サービスを提供する施設

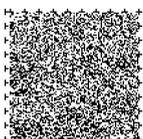
■居宅介護支援（ケアマネジメント）

在宅の要介護者等が介護サービス、その他の介護保険外の福祉・保健サービスを適切に利用できるよう、要介護者等から依頼を受けた居宅介護支援事業所が行う介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介などを行うサービス

【さ行】

■サービス付き高齢者向け住宅

平成23年4月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された、民間事業者などによって運営され、都道府県単位で認可・登録された賃貸住宅。バリアフリー対応の賃貸住宅において、高齢者が、安否確認や生活相談などのサービスを受けられる。



■社会貢献型後見人

親族でも専門職でもない一般市民で、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人

■社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設、機関、個人、集団、資金、法律、知識、技術等の総称

■社会福祉協議会

地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに、住民や地域の関係機関によって組織された民間福祉団体。具体的な事業としては、福祉に関する事業を進める上での調査、企画、連絡、調整、助成、普及、宣伝、福祉関連事業・介護関連事業等を行う。

■生活支援コーディネーター

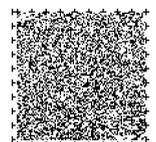
高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する上で、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材のこと。特定の資格要件はないが、地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある人又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる人が担うこととされている。

■成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権や同意権が付与された成年後見人等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と本人の判断能力が十分なうちに後見受任者と契約を結ぶ「任意後見」があり、「法定後見」には判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型がある。

■前期高齢者・後期高齢者

65歳～74歳の高齢者を「前期高齢者」とし、75歳以上の高齢者を「後期高齢者」として区分している。



【た行】

■第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人。介護を必要とする状態になった場合、市町村の認定を経て介護サービスが受けられる。ただし、他市町村の介護保険施設等へ入所するため住所を異動した人は、介護保険法の住所地特例により、前住所地市町村の被保険者とされる。

■第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。初老期の認知症や脳血管疾患、骨粗しょう症による骨折等、制度上定められる特定疾病（16種類）により要介護状態や要支援状態になった場合、市町村の認定を経て介護サービスが受けられる。第2号被保険者の保険料は市町村では徴収せず、加入する医療保険者が介護保険料を徴収する。

■地域支援事業

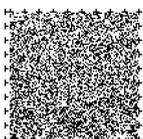
被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。平成27年度の介護保険制度改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けてサービスの充実や事業の重点化・効率化を図るため、事業の見直しが行われた。

■権利擁護事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

■地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、地域において医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を切れ目なく一体的に提供する体制のこと。



■地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行う、地域の高齢者や介護をしている家族の総合的な相談・支援の拠点。地域包括ケアシステムの構築において中核的機能を果たす機関として、機能の強化が求められている。

■地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されるサービス類型で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）、看護小規模多機能型居宅介護に、第6期から地域密着型通所介護が加わり、全部で9種類となっている。利用者は、原則として当該市町村の被保険者に限られる。介護サービス事業者の指定権限は、保険者（市町村）が有し、一定の範囲内で指定基準及び報酬の変更を行うこともできる。

【な行】

■認知症

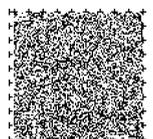
「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」をいうものと定義されている。

■認知症アウトリーチチーム

認知症疾患医療センターに配置される、認知症専門医1人以上を含む3人以上のチーム。認知症支援コーディネーター等からの依頼により同行訪問してアセスメントを実施し、必要な場合は医療機関の受診を促すとともに、医療的見地からの助言を行う。

■認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場



■認知症ケアパス

認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ認知症の人とその家族に提示できるようにしたもの。市町村ごとに地域における標準的な認知症ケアパスを作成することが求められている。

■認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアのこと。認知症サポーターになるには、養成講座を受講する必要がある。

■認知症支援コーディネーター

医療・介護従事者と連携して認知症の疑いのある人を把握・訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービスにつなげる等の取組を行う人材のこと。保健師、看護師等の医療関係職が担うこととされている。

■認知症初期スクリーニング

医師以外の保健医療福祉関係者の使用を前提に考案された簡便な知的機能検査などを用いて、認知症の疑いのある対象者を選別すること。

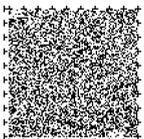
【は行】

■ホームヘルパー

訪問介護サービスの担い手。要介護者等の家庭を訪問し、身体の介護（食事・入浴・排せつ・衣類着脱等の介護、身体の清拭・洗髪、通院の介助）、家事（調理、衣類の整理・補修、住居等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡）、相談、助言等を行う。正式には「訪問介護員」

■保険者（介護保険）

介護保険制度における保険者は、地域住民にとって最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。保険者としての役割には、被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付、サービス基盤整備を推進するための市町村介護保険事業計画の策定、第1号被保険者保険料の決定・徴収、介護保険特別会計の設置・運営、介護保険給付の適正化等がある。



■保険料（第1号被保険者保険料）

3年を単位とする事業運営期間における標準給付費見込額（3年間の介護給付費見込額の合計）のうち第1号被保険者負担分（22％）に、調整交付金見込額を加味した保険料収納必要額を、予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数（ともに3年間の合計）で除した数値。これを12（月）で除したのが保険料基準額（月額）

【ま行】

■モニタリング

提供されるサービスがケアプラン等の計画に沿い、利用者の状態や要望にうまく対応できているかどうかをチェックすること。

【や行】

■有料老人ホーム

原則として60歳以上の高齢者が常時10人以上入居し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する民間の施設。介護保険制度では、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護、生活に関する相談、助言、機能訓練等を内容とする特定施設入居者生活介護を受けることができる。

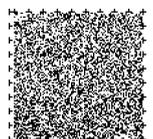
■予防給付

要支援1、要支援2の方で、改善の可能性の高い人を対象とするサービス

【ら行】

■レスパイト

高齢者などを在宅で介護している家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうための、ショートステイや自宅への介護人派遣といったサービスのこと。



2 福生市地域福祉推進委員会条例

平成 16 年 3 月 30 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、22 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10 人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4 人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2 人以内
- (5) 公募による市民の代表 4 人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1 人以内

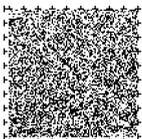
(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

一部改正〔平成21年条例31号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

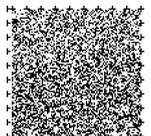
(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

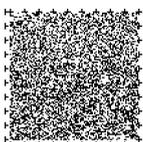
1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。



3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿

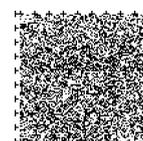
選出区分	氏名	所属団体名等	備考
学識経験者	萬 沢 明	桜美林大学非常勤講師	◎
福祉保健関係機関の代表	小 林 歌 子	福生市老人クラブ連合会	
	佐々木 和 仁	福陽会（第2サンシャインビル）	
	菅 原 幸次郎	あすはの会（福生学園）	
	板 寺 正 行	福生市民生委員・児童委員協議会	○
	徳 田 稔	福生市手をつなぐ親の会	
	古 谷 光 好	福生市保育協議会	
	島 田 雅 由	福生市身体障害者福祉協会	
	杉 本 芳 江	福生ひまわり会（麦わら帽子）	
	清 水 忠 雄	福生市町会長協議会	
	小 林 啓 子	西多摩保健所	
医療関係機関の代表	西 村 曜	福生市医師会	
	波多野 嗣 久	福生市医師会	
	内 倉 義 宣	福生市歯科医師会	
	大 戸 規 彰	福生市薬剤師会	
ボランティア団体の代表	野 村 亮	ふっさボランティア・市民活動センター	
	須 崎 利 花	ふっさボランティア・市民活動センター	
公募による市民の代表	佐 藤 豊	公募	
	志 賀 義 幸	公募	
	濱 中 供 子	公募	
	半 澤 比呂美	公募	
社会福祉協議会の代表	小 山 招 子	福生市社会福祉協議会	

(◎ : 会長、○ : 副会長、選出区分別、敬称略)



4 計画策定までの経過

年月日	事項	内容
平成 29 年 5 月 17 日	第 1 回福生市 地域福祉推進委員会	○諮問 ○平成 29 年度地域福祉推進委員会スケジュール（案）について
平成 29 年 7 月 13 日	第 2 回福生市 地域福祉推進委員会	○福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画の 現状と課題について ○福生市介護保険事業計画（第 7 期）の現状 と課題について
平成 29 年 8 月 2 日	第 3 回福生市 地域福祉推進委員会	○第 2 回福生市地域福祉推進委員会におけ る質問等事項に対する回答について ○障害者計画・第 5 期障害福祉計画の取組、 施策の内容について ○介護保険事業計画（第 7 期）の取組、施策 の内容について
平成 29 年 9 月 27 日	第 4 回福生市 地域福祉推進委員会	○障害者計画・第 5 期障害福祉計画の骨子及 びサービス量の推計等について ○介護保険事業計画（第 7 期）の骨子及びサ ービス量の推計等について
平成 29 年 10 月 18 日	第 5 回福生市 地域福祉推進委員会	○福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画の素案について ○福生市介護保険事業計画（第 7 期）の素案 について
平成 29 年 11 月 10 日	第 6 回福生市 地域福祉推進委員会	○福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画の修正素案につい て ○福生市介護保険事業計画＜第 7 期＞の修 正素案について
平成 29 年 11 月 30 日	第 7 回福生市 地域福祉推進委員会	○福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画の中間答申（案）に ついて ○福生市介護保険事業計画＜第 7 期＞の中 間答申（案）について
平成 30 年 1 月 5 日～ 1 月 19 日	計画案への市民意見の募集（パブリックコメント）	
平成 30 年 1 月 29 日	第 8 回福生市 地域福祉推進委員会	○意見募集（パブリックコメント）の結果及 び意見に対する考え方について ○障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画の答申（案）について ○介護保険事業計画（第 7 期）の答申（案） について
平成 30 年 2 月 14 日	第 9 回福生市 地域福祉推進委員会	○意見募集（パブリックコメント）の結果及 び意見に対する考え方（確認）について ○障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画 答申及び介護保険事業計 画（第 7 期） 答申の最終確認について ○答申



5 諮問書及び答申書（写し）



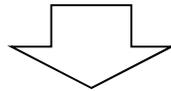
福福祉発第 57 号
平成 29 年 5 月 17 日

福生市地域福祉推進委員会
会長 萬 沢 明 様

福生市長 加 藤 育 男

福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画
・第 5 期障害福祉計画の策定について（諮問）

現行の福生市介護保険事業計画（第 6 期）及び福生市障害者計画・第 4 期障害福祉計画を見直し、平成 30 年度を初年度とする福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画を策定するに当たり、計画の基本的な考え方、内容等について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。



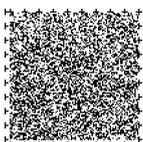
平成30年 2 月 14 日

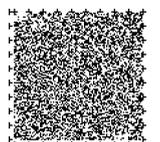
福生市長 加 藤 育 男 様

福生市地域福祉推進委員会
会長 萬 沢 明

福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の策定について（答申）

本委員会は、平成 29 年 5 月 17 日付け福福祉発第 57 号をもって諮問された、福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。





福生市介護保険事業計画（第7期）

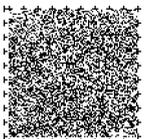
平成 30 年 3 月

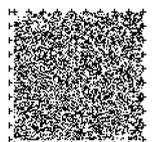
発 行 福生市

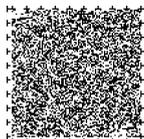
編 集 福生市福祉保健部介護福祉課・社会福祉課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511（代表）







この冊子は再生紙を使用しています。